

## 介護職員処遇改善加算に関する書類等 提出先一覧

提出先	加算に係る管轄（地域）等	
健康長寿推進課 （介護サービス振興担当）  甲府市丸の内1-6-1 TEL：055-223-1455 FAX：055-223-1469	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の都道府県に事業展開 （この内、県内事業所分に係る加算の届出）</li> <li>・複数の保健福祉事務所の管轄地域に事業展開 （加算の対象とならない介護サービス事業所を除く） （例）訪問介護事業所を甲斐市＋笛吹市で事業展開する事業者</li> </ul>	
各保健福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1つの保健福祉事務所管轄地域のみ事業展開 （上記以外の事業者）</li> </ul> ※地域密着型サービスのみ事業展開する事業者は除く。 ※県・市町村の両指定権者から指定を受けて事業展開する事業者は、県・市町村の両方へ書類提出が必要。	
管轄 一覧	中北保健福祉事務所 （長寿介護課）  韮崎市本町4-2-4 TEL：0551-23-3444 FAX：0551-23-3445	韮崎市・南アルプス市・北杜市 甲斐市・中央市・昭和町
	峡東保健福祉事務所 （長寿介護課）  山梨市下井尻126-1 TEL：0553-20-2796 FAX：0553-20-2754	山梨市・笛吹市・甲州市
	峡南保健福祉事務所 （長寿介護課）  南巨摩郡富士川町鯉沢771-2 TEL：0556-22-8146 FAX：0556-22-8147	市川三郷町・富士川町・早川町 身延町・南部町
	富士・東部保健福祉事務所 （長寿介護課）  富士吉田市上吉田1-2-5 TEL：0555-24-9043 FAX：0555-24-9037	富士吉田市・都留市・大月市・上野原市・道志村・西桂町 忍野村・山中湖村・鳴沢村・富士河口湖町・小菅村・丹波山村
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着に係るサービスの指定を受けたそれぞれの市町村</li> </ul> ※複数の市町村から指定を受けている場合は、指定を受けている全ての市町村に提出が必要。  （例）地域密着型通所介護事業所の所在市町村が韮崎市である事業者が、甲斐市の利用者を受け入れている場合（甲斐市の指定を受けている場合）は、韮崎・甲斐の両市に提出が必要	

\* 甲府市が中核市に移行したため、甲府市内に事業を展開する事業所等は、同市への書類提出が必要。